

緊急時に備えて 「救急医療情報キット」を活用しませんか？

万一の緊急事態に本人等が症状などを説明することができない場合、キットの情報を活用することで適切で迅速な救急活動が行えます！

救急医療情報キットとは!?

かかりつけの医療機関や疾病等の救急搬送時に必要な情報を冷蔵庫の前面や側面にマグネットで貼り付け保管しておくものです。



対象者 日高町内にお住いの75歳以上で一人暮らしの方

申請の方法 ① いきいき長寿課までお申し込みください。

② 申請後、情報シートと必要書類を入れる容器を配布します。

利用の方法 ① 情報シートに必要な情報を記載します。

② 記載済み情報シートと保険証、診察券、薬の情報等の写しを容器の中へ入れ、冷蔵庫の前面か側面に貼り付けておきます。

★ 情報シートへの記載や保険証、診察券、薬の情報等の写しのご準備は、ご本人、ご家族でお願いいたします。

【お問い合わせ先】 いきいき長寿課(TEL：63・3807)

もの忘れ相談会

「最近、もの忘れが増えた…」 「もの忘れがひどくなったらどうしよう…」 「どこに相談していいのかわからない」 など不安をお持ちの方、ぜひお気軽にご相談ください。

日 時 2月27日(火) 午後1時30分～3時30分

場 所 日高町保健福祉総合センター（ふれあいセンター）

対象者

- ・もの忘れに関して不安をお持ちの方
- ・不安はあるが病院を受診されていない方
- ・過去に「認知症」の診断を受けているが、現在は通院されていない方 など

※ご家族からの相談もできます。

定 員 3組まで(予約制) ※事前に予約が必要です。

申込締切り 2月20日(火)

☆相談会は認知症疾患医療センターの専門職によるものです。医師の診察はありません。



【お問い合わせ先】 日高町地域包括支援センター（いきいき長寿課内）(TEL：63・3807)

介護保険料にかかる 納付証明書の 交付について

介護保険料は、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料と同様に所得税や町民税の社会保険料控除の対象となります。令和5年1月から令和5年12月末までに納付された介護保険料額を計上してください。

特別徴収(年金天引き)で納付した介護保険料は、社会保険料控除対象となるのは、年金受給者であるご本人となります。普通徴収の場合、被保険者の保険料を扶養者が支払っている場合は、扶養者の社会保険料控除の対象となります。確定申告の際には、日本年金機構から送付されます「公的年金等の源泉徴収票」またはお支払いいただきました「領収証書」等を大切に保管し、ご利用くださいようお願いいたします。

納めた介護保険料の年額がわからない場合は、役場いきいき長寿課で令和5年1月から令和5年12月末までの1年間に納付いただきました保険料額を記載した納付証明書を発行いたします。交付にかかる手数料は、無料となっています。確定申告に行かれる前にお申し出ください。

【お問い合わせ先】

ごほうぎく課(TEL: 63・3800)

要介護認定を 受けた高齢者の 「障害者控除」について

介護保険制度で要介護認定を受けた65歳以上の高齢者で介護認定の審査判定資料を確認し、一定の基準に該当する場合には、所得税や町民税の確定申告で「障害者控除」を受けるための認定書を本人または、扶養者等の申請手続きにより交付できます。

この認定書を添付することにより、本人または、その扶養者が障害者控除または、特別障害者控除等を受けることができます。

ただし、すでに身体障害者手帳など交付され、税の控除を受けている方や本人または、扶養者が非課税の場合は必要ありません。

発行にかかる手数料は、1件につき200円必要となります。

【お問い合わせ先】

いきいき長寿課(TEL: 63・3800)



『地域カフェ』を開催します！

みなさんで、お茶を飲みながら、
楽しい時間を過ごしませんか？

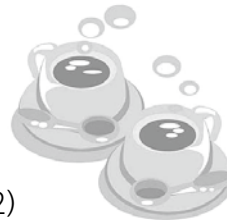
日時 2月20日(火) 午後1時30分～3時
場所 中志賀構造改善センター(志賀1973番地の2)
参加費 100円
対象 日高町内にお住まいの方

【お問い合わせ先】

日高町地域包括支援センター(いきいき長寿課内)(TEL: 63・3807)

提供メニュー

- コーヒー
- 紅茶
- 日本茶



「サンフルひだか」のパン
販売を予定しています！